

令和6年度施行

仕様書

役務名 3・2・616屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）管理図資料等作成業務

札幌市建設局土木部

位置図

1:10,000

石狩市

役務履行場所

屯田・茨戸通

屯田3番通

花川通

屯田
紅葉山通

役 務 名 : 3・2・616 屯田・茨戸通 (花川通～新琴似通間) 管理図資料等作成業務
履行場所 : 札幌市北区屯田町858番9ほか

新琴似通

400m

()	業務名	3・2・616屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）管理図資料等作成 業務
-----	-----	--

1. 積算金額

区 分		設計金額（円）
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

役 務 説 明 書

1. 役務の概要

事業資料収集・整理	一式
事業関係図面等取りまとめ	一式
引継資料作成	一式

2. 履行場所

札幌市北区屯田町858番9地先ほか

3. 履行期間

契約締結日から令和7年9月16日までとする。

4. 仕様書等

札幌市土木業務共通仕様書・土木設計業務共通仕様書・土木工事共通仕様書、その他
3・2・616屯田・茨戸通（道道札幌北広島環状線）事業に関する各種指針、要領、
標準図集、構造令、特記仕様書等による。

なお、役務の実施に際して、本仕様書に関する疑義及び仕様書等に定めのない事項が
発生した場合は、委託者と協議の上決定するものとする。

5. 着手について

受託者は、本役務を実施するにあたり役務内容の詳細について委託者と十分協議し、
次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務履行計画書
- (3) 主任技術者等指定通知書及び経歴書

6. 完了について

受託者は、本役務の完了後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

7. 一般仕様書

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 役務の着手後、直ちに役務履行計画書を作成し、監督員に提出すること。
- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、
特記仕様書 別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (4) 第1回打合せ及び成果品納入時には、主任技術者が立ち会うこと。
- (5) 報告書
報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版
（図面はA3版）製本2部、電子データ2部とする。

特記仕様書

1 業務目的

本業務は 3・2・616 屯田・茨戸通（道道札幌北広島環状線）事業における過年度成果の整理及び当該事業完了後の工作物・図面等の引継資料作成等を行うものである。

2 業務内容

本業務で想定している内容は以下のとおりである。

項目	内容
業務計画	業務目的・主旨を理解した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目について記載した業務計画書を作成する。 ①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④業務組織計画 ⑤打合せ計画⑥成果品の品質を確保するための計画 ⑦成果品の内容、部数 ⑧使用する主な図書及び基準 ⑨連絡体制（緊急時含む） ⑩照査計画 ⑪その他
事業資料収集・整理	貸与する既存資料（過年度設計業務、役務、工事の成果品等）の取りまとめを行う。
事業関係図面等取りまとめ	貸与する既存資料（過年度工事成果品）を基に、道路、排水構造物、及び附帯構造物等に係る平面及び縦横断的な図面等の取りまとめを行う。
引継資料作成	取りまとめた道路、排水構造物、及び附帯工作物等の詳細形状に対して、構造物等の数量を工種別、区間別に取りまとめを行うとともに、管理図面を作成し、道路管理者への引継資料の整理・作成を行う。
照査	貸与する既存資料と取りまとめた各種図面、根拠資料等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。
報告書作成	業務の成果として、事業関係資料・図面及び引継ぎ資料の取りまとめ結果を報告書にまとめる。

※ 貸与する既存資料は別紙参照

3 主任設計者及び照査技術者について

下記の条件を満たす者とする。

- (1) 主任設計者は、下記資格要件分類表の (Ⅲ) の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、下記資格要件分類表の (Ⅱ) の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件 (Ⅰ)	技術士（建設部門－ <u>道路</u> 、総合技術監理部門－建設－ <u>道路</u> ）、RCCM（ <u>道路</u> ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 (Ⅱ)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（ <u>道路</u> ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 (Ⅲ)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件 (Ⅳ)	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理－建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理－上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理－農業	農業土木
	森林、総合技術監理－森林	森林土木
	水産、総合技術監理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理－応用理学	地質

別表3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
	水産土木

別紙

貸与資料（成果品）一覧

予備設計、実施設計（修正設計）		
年度	名称	受注者
H23	屯田・茨戸通（屯田東工区）ほか3線道路予備設計検討業務	(株)アイネス
H24	屯田・茨戸通（屯田西工区）ほか1線で往路予備設計業務	(株)開発工営社
H25	屯田・茨戸通（屯田東工区）副道予備検討業務	(株)アイネス
H27	社会資本整備総合交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町 996 番地先～新琴似通間）道路実施設計	(株)開発調査研究所
H28	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田町 854 番地～屯田町 1033-2 番地先間）橋梁実施設計	近代・田宮特定共同企業体
H28	社会資本整備総合交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町 1009-1 番地先～屯田町 996 番地先間）道路実施設計	明治コンサルタント(株)
H29	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田町 860-5 番地先～屯田町 1027-1 番地先間）道路実施設計	(株)開発調査研究所
H29	社会資本整備総合交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田・紅葉山通～屯田町 1009-1 番地先間）ほか1線道路実施設計	(株)田宮設計事務所
H30	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町 1001 番1地先～新琴似通間）道路修正設計	(株)シー・イー・サービス
R01	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町 1027 番1地先～新琴似通間）道路修正設計	(株)開発調査研究所
R01	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通（新琴似通～国道 231 号間）道路実施設計	メルテックコンサルタント(株)
R02	地方道路等整備事業 道道札幌北広島環状線（花川通線～屯田第3横線間）道路修正設計	(株)アリアス設計コンサルタント
R03	社会資本整備総合交付金事業 仮称東屯田川橋修正設計	(株)帝国設計事務所
R04	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）ほか1線道路修正設計	(株)田宮設計事務所
R05	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）ほか2線道路修正設計	北開工営(株)
R05	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田第2横線～新琴似通間）道路修正設計	(株)帝国設計事務所
R06	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田3番線～屯田4番線）道路実施設計	(株)シビテック

委託調査・役務		
年度	名称	受注者
H29	西札幌線鉄塔基礎変位解析調査	北電総合設計(株)
H30	西札幌線鉄塔基礎変位解析調査	北電総合設計(株)
R06	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通沈下解析検討ほか業務	和光技研(株)

別紙

工事		
年度	名称	受注者
H29	社会資本整備総合交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（新琴似通～西茨戸2号農道間）載荷盛土工事	井上工業(株)
H30	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線 仮称屯田高架橋（下部工）新設工事（その1）	国昭建設(株)
H30	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線 仮称屯田高架橋（下部工）新設工事（その2）	北土建設(株)
R1/H31	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通 仮称屯田川橋新設工事	北土建設(株)
R1/H31	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線 仮称屯田高架橋（下部工）新設工事	杉原建設(株)
R2	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田9条12丁目6番1地先）道路改良工事	アイケン工業(株)
R2	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町997番10地先～屯田5番線間）載荷盛土工事	北土建設(株)
R3	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田9条12丁目6番1地先）道路新設工事	杉原建設(株)
R3	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線 仮称屯田高架橋（桁製作工）新設工事（その1）	旭イノベックス(株)
R3	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線 仮称屯田高架橋（桁製作工）新設工事（その2）	(株)バコーレーション
R3	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田町849番4地先ほか）道路新設工事	光建工業(株)
R3	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町1000番3地先～屯田町998番5地先間）載荷盛土工事	(株)北創
R4	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線 仮称屯田高架橋（桁製作工）新設工事（その3）	五洋建設(株)
R4	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線 仮称屯田高架橋（上部工）新設工事	(株)石山組
R4	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田第2横線～屯田町10001番1地先間）載荷盛土ほか工事	勇建設(株)
R4	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田9条12丁目6番1地先～保安林75林班間）擁壁新設工事	井上工業(株)
R4	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町1023番1地先～屯田第2横線間）載荷盛土ほか工事	北土建設(株)
R4	社会資本整備総合交付金事業 屯田みどり橋架換工事	丸彦渡辺建設(株)
R5	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田5番線～新琴似通間）載荷盛土ほか工事	北土建設(株)
R5	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通 仮称東屯田川橋（下部工）新設工事（その1）	杉原建設（株）
R5	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通 仮称東屯田川橋（下部工）新設工事（その2）	(株)石山組
R5	社会資本整備総合交付金事業 屯田みどり橋架換工事	丸彦渡辺建設（株）
R5	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田第3横線～屯田町1008番1地先間）道路新設工事	(株)石山組
R5	社会資本整備総合交付金事業 仮称屯田高架橋（上部工）新設ほか工事	勇建設（株）

別紙

R5	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線仮称屯田高架橋（桁製作工）新設工事（その4）	(株)巴コーポレーション
R5	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線仮称屯田高架橋（桁製作工）新設工事（その5）	函館どつく(株)
R5	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線仮称屯田高架橋（桁製作工）新設工事（その6）	旭イノベックス(株)
R5	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線仮称屯田高架橋（桁製作工）新設工事（その7）	函館どつく(株)
R6	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田・紅葉山通～屯田第2横線間）道路新設ほか工事	北土建設（株）
R6	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町1001番3地先～屯田町997番8地先間）道路新設（その1）ほか工事	勇建設（株）
R6	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田町1001番3地先～屯田町997番8地先間）道路新設（その2）工事	一二三北路（株）
R6	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通仮称東屯田川橋（上部工）新設工事	北土建設（株）
R6	防災・安全交付金事業 3・2・616 屯田・茨戸通（屯田5番線～新琴似通間）道路新設ほか工事	丸彦渡辺建設（株）
R6	社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（花川通線～屯田町853番5地先間）道路新設ほか工事	さくら佐藤建設（株）
R6	社会資本整備総合交付金事業道道札幌北広島環状線（屯田町853番5地先～屯田町849番4地先間）道路新設工事	杉原建設（株）
R6	社会資本整備総合交付金事業道道札幌北広島環状線仮称屯田高架橋（上部工）新設工事	岩田地崎建設（株）
R6	社会資本整備総合交付金事業道道札幌北広島環状線（屯田9条12丁目～屯田第3横線間）道路新設工事	一二三北路（株）

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に
報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければ
ならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、
書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情
報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

- 2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約(再委託)先の名称
- (2) 下請契約(再委託)する理由
- (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
- (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
- (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法

- 3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報について、本工事(業務)以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)と受注者(受託者)との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者(委託者)が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の終了時に、本工事(業務)において利用する個人情報について、発注者(委託者)の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者(委託者)に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者(委託者)から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者(受託者)は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者(受託者)は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者(委託者)に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者(委託者)は、本工事(業務)に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者(受託者)及び下請負人(再委託者)に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

- 第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和6年度施行

設計書（見積参考）

役務名 3・2・616屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）管理図資料等作成業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市建設局土木部

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	3・2・616 屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）管理図資料等作成業務	当 初	業務	設計業務		
					項目	道路設計		
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要	
道路設計				式	1			
道路設計				式	1			
打合せ				式	1			
管理図資料等作成				式	1			
直接経費				式	1			
直接経費				式	1			
旅費交通費				式	1			
電子成果品作成費				式	1			
直接原価				式	1			
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1			
業務原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
設計業務価格				式	1			

設計総括表（金抜き）

[illegible]

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	3・2・616屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）管理図資料等作成業務	当	初	業務	設計業務
						項目	道路設計
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路設計				式	1		
道路設計				式	1		
打合せ				式	1		
打合せ			中間打合せの回数 4回	式	1		内-1号
管理図資料等作成				式	1		
業務計画				km	3		単-1号
事業資料収集・整理				km	3		単-2号
事業関係図面等取りまとめ				km	3		単-3号
引継資料整理				km	3		単-4号
照査				km	3		単-5号
報告書作成				km	3		単-6号
直接経費				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	3・2・616屯田・茨戸通（花川通～新琴似通間）管理図資料等作成 業務	当	初	業務	設計業務
						項目	直接経費
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		
旅費交通費(率計上)				式	1		内-2号
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		内-3号
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	打合せ				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
打合せ		4回	業務	1		単一 7号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	旅費交通費(率計上)				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費率分（設計業務）		滞在を伴わない	式	1		内一 4号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	電子成果品作成費				単価適用年月	2024. 11	
					歩掛適用年月	2024. 11	
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000	
名 称		規 格		単 位	数 量	数量増減	摘 要
電子成果品作成費		その他設計業務		式	1		内一 5号
合 計							

単-1号

1 次単価表（金抜き）

業務計画		単位		km	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
理事・技師長		人	0.2			
主任技師		人	0.7			
技師（A）		人	1.1			
技師（B）		人	1.4			
技師（C）		人	0.5			
計						
単価					円／km	

単価適用年月	2024. 11
歩掛適用年月	2024. 11
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
	単位	km	数量	1
	数量		摘要	
	0. 4			
	1. 8			
	2. 5			
	3. 7			
	0. 9			
			円／km	

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
	単位	km	数量	1
	数量		摘要	
	0. 8			
	2. 2			
	6			
	6. 9			
	2			
			円／km	

1 次単価表（金抜き）

引継資料整理		単位		km	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
主任技師		人	1.1			
技師（A）		人	3.4			
技師（B）		人	5.5			
技師（C）		人	9.8			
技術員		人	2.4			
計						
単価					円／km	

単価適用年月	2024. 11
歩掛適用年月	2024. 11
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
	単位	km	数量	1
	数量		摘要	
	0. 9			
	1. 1			
	0. 4			
			円／km	

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
	単位	km	数量	1
	数量		摘要	
	1			
	1. 5			
	2			
	1. 2			
	0. 2			
			円／km	